

平成 25 年度 契約に係る事務調査結果及び改善措置等

内部牽制機能の強化を通じて不適正な経理処理の再発防止を徹底するとともに、市の予算執行に伴う契約事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、神戸市行政調査規則第 6 条（事務調査）、契約に係る事務調査指針（以下「指針」）に基づき、契約に係る事務調査を実施したので、指針第 8 条により以下のとおり調査結果及び改善措置の要旨を公表する。

1 調査概要

(1) 対象事務

物品・役務の調達事務のうち、平成 25 年 4 月から 6 月に支出（平成 24 年度、平成 25 年度）された消耗品費、印刷製本費、修繕料、一般役務費、備品購入費から、行財政局監察室がランダムに選定した調査対象課による 15 事業者との 222 件の調達事務

(2) 調査対象課

- ・環境局資源循環部西クリーンセンター
- ・垂水区まちづくり推進部まちづくり課
- ・消防局総務部施設課

(3) 調査方法（指針第 5 条）

- ・対象の調達事務に関する会計関係書類を実地調査した。特に、事前取引相手の 15 事業者から協力要請し、任意提出を受けた得意先台帳や発注書の写し等と調査対象課が保存する支出関係書類とを照合した。
- ・対象の調達事務により購入した備品等を現物確認した。
- ・その他、発注管理簿、備品管理簿等必要と思われる帳簿類等を確認した。
- ・対象の調達事務に関わった調査対象課の職員及びその上司からのヒアリングを実施した。

(4) 調査日時等（指針第 4 条）

平成 25 年 10 月中に行財政局監察室及び会計室職員数名が調査対象課に出向き、実地調査（各所属 1 日）を実施するとともに、実地調査結果を踏まえ、引き続いて確認調査を実施した。なお、実地調査前に調査対象課や所管部局に調査の有無や調査日時を連絡していない。

2 調査結果

調査対象課への実地調査前に、対象の調達事務に関する得意先台帳類や発注書の写し等の任意提出を事業者に求めたところ、15 事業者すべてが協力に応諾した。これにより事業者から提出を受けた台帳類等の精査と調査対象課への実地調査等の結果、書類の記載漏れなど一部執行上の不備が見受けられたものの、いずれも不適正な経理処理の事例はなかった。

3 改善措置

不適正な経理処理の事例はなかったが、書類の記載漏れなど、再発防止のための事務処理手順に沿わない事例が見受けられたため、これらについて、それぞれ個別に調査対象課に指摘し、早急な是正とともに事務処理手順の再徹底を求めた。

4 経理適正化外部評価専門委員の意見等

指針第7条に基づき、今回の調査結果や改善措置に関して、外部有識者である神戸市経理適正化外部評価専門委員に意見を聴取したところ、以下の意見をいただいた。

- 調査対象部署や調査対象期間が相違している事情等があるかもしれないが、前回の調査結果と比べて件数が減少していることから、不適正な経理処理の再発防止策の意義を理解し、遵守するという意識が職員に浸透し、制度の定着が進んでいると思われる。
- 単に不適正な経理処理の事例の有無だけに捉われず、その他の事例も含めて調査結果を真摯に受け止め、今後の再発防止策に活用し、職員に周知していくことが肝要である。そのためにも、それぞれの事例について、どうしてそのような事務処理が行われたのかといった原因や問題点、さらには正しい事務処理はどうすべきだったのか等を、他の職員への啓発教材としても活用していくべきである。
- 今回の対象所属のうち、消防局総務部施設課では関係書類が非常に見易い形で統一的に整理されていたとの事である。適正な事務処理やその確認のためには普段からの整理も重要であり、他の所属にも広めていくべきである。
- 今回の事例で多くみられた事業者の記入すべき書類への記入漏れについては、改めて事業者に対して制度の趣旨を伝えるとともに、協力を申し入れていく必要がある。
- 内部牽制だけでなく再発防止の意義やルールの浸透度を把握するため、事業者の協力を得ながら、契約に係る事務調査は今後も継続して実施していく必要がある。

以上の専門委員のご意見を踏まえ、今後とも経理適正化の取組を継続、反復、強化するとともに、今回の調査結果を再発防止に生かしていく。

I 調査結果 詳細

(1) 不適正な経理処理の事例

調査対象課における実地調査，事業者から提出を受けた台帳類等との照合等による確認調査を経た結果，いずれも不適正な経理処理の事例はなかった。

◆不適正な経理処理の分類◆

分類		内 容	指摘件数
a	会計年度の異なる支出	「翌年度納入」「前年度納入」といった支出命令書等の内容と同じ物品であるが，納品日と会計年度が異なる支出	なし
b	消耗品等の差替え	支出命令書等の内容とは異なる物品として，業務に使用する消耗品等が納入されているもの又は印刷に伴う作業料（ファイリングや折図など）や送料，廃棄料など本来役務費で支払うべきものを需用費で支払っていたもの	なし
c	備品等の差替えで現物確認できたもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として，公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち，職場において現物を確認できるもの（備品台帳で廃棄処分の確認ができるもの，複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	なし
d	備品等の差替えで現物確認できないもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として，公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち，現物が確認できないもの	なし
e	備品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる備品等が納入されたもののうち，公金の支出として不適切なもの	なし
f	消耗品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる消耗品等が納入されたもののうち，公金の支出として不適切なもの	なし
g	私的流用の疑いがあるもの	支出命令書等の内容とは異なる物品等が納入されたもののうち，私的流用の疑いがあるもの	なし

(2) その他

不適正な経理処理には該当しないが、制度の徹底不足等による書類の記載漏れなど、再発防止のための事務処理手順に沿わない事例が、すべての調査対象課において見受けられた。

◆再発防止のための事務処理手順に沿わない事例◆

内 容		指摘件数（延べ）
○見積関係		
①	見積書の見積日が未記入の事例 〔環境局西クリーンセンター〕〔消防局施設課〕	2 件
②	事業者から提出を受けた見積書の日付が空欄のため、事業者の確認の上、職員が日付を記入した事例 〔環境局西クリーンセンター〕	7 件
③	見積書の有効期限の経過後に、当該見積書に基づき発注している事例 〔垂水区まちづくり課〕	3 件
○発注関係		
④	25 年度から事務処理手順の適用となった修繕費の発注にあたり、従来の手続きをとったため、物品購入等発注書を作成していない事例 〔消防局施設課〕	1 件
⑤	物品購入等発注書の納入期限が未記入の事例 〔環境局西クリーンセンター〕	11 件
⑥	物品購入等発注書に随意契約、緊急発注に関する特記事項が未記入の事例 〔環境局西クリーンセンター〕〔消防局施設課〕	8 件
○納品・請求関係		
⑦	事業者から提出を受けた納品書・請求書の日付が空欄のため、事業者の確認の上、職員が日付を記入した事例 〔環境局西クリーンセンター〕	9 件
⑧	印刷物の納品に際し、発注書どおりに納品されているが、納品書等に納品場所が未記入の事例 〔垂水区まちづくり課〕	2 件
計		43 件 (支出件数：35 件)

契約に係る事務調査指針**(趣旨)**

第 1 条 この指針は、行政調査規則（昭和 35 年 4 月 1 日 規則第 1 号）第 6 条に規定する事務調査のうち、契約に係る事務調査（以下「調査」という。）の実施について、行政調査規則によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的及び範囲)

第 2 条 調査は、市の予算執行に伴う契約事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として行う。
2 調査は、市が締結する売買、貸借、請負、委託その他の契約について行う。

(調査員)

第 3 条 調査を実施するため、調査員を置く。
2 調査員は、行財政局に属する職員をもって充てる。
3 行財政局長が、必要と判断した場合には、他部局の長に依頼し、その属する職員に対して調査員の補助など必要な協力を要請することができる。

(調査の通知)

第 4 条 調査を実施する部局に対しては、原則として調査の実施前に調査日を通告しない。
2 調査の通知は、調査の内容及び方法、実施日時、調査員の名前、その他必要な事項を記載した文書を、原則として調査日の当日に調査を実施する部局に手交して行うものとする。
3 調査員は、調査が調査日に終了しないと認めるときは、別の日を指定して同一案件の再調査を実施することができることとし、この場合には文書による通知を要しない。当該再調査によって終了しない場合も同様とする。

(調査の方法)

第 5 条 調査は、実地調査を原則とし、未処理・未決裁の書類を含む財務会計書類及び帳簿の確認、職員からの事情聴取、物品等の現物確認、新財務会計システムによる照会、関連資料（電子情報を含む。）の確認等により行う。
2 行財政局長は、必要があると認めるときは契約の相手方等関係者に対して、文書照会、実地その他の方法による調査への協力を求め、当該関係者に対する調査を行うものとする。
3 神戸市における不適正経理に関する外部通報処理要綱（平成 22 年 8 月 31 日 行財政局長決定以下「要綱」という。）に基づく調査に当たっては、調査員及び関係職員は要綱を遵守し、通報者個人が特定されることのないように配慮するものとする。

(調査の対象年度)

第 6 条 調査の対象年度は、原則として現年度及び前年度とする。

(外部有識者への意見聴取)

第 7 条 行財政局長は、調査の結果、必要があると認めるときは、改善措置について外部の有識者に意見を聴くことができる。

(調査結果等の公表)

第 8 条 行財政局長は、調査の結果、改善措置及びこれに対する回答の要旨を公表するものとする。

(指針の細目)

第 9 条 この指針の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この指針は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。